

高知工業高等専門学校内部監査規則

制 定 平成16年 4月 1日

(趣旨)

**第1条** この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第45条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校における内部監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定める。

(監査の実施)

**第2条** 監査は、毎会計年度に1回実施するものとする。ただし、校長が必要と認めるときは、その都度実施するものとする。

(監査の実施責任者)

**第3条** 監査の実施責任者は、事務部長とする。

(主任監査員及び監査員)

**第4条** 校長は、本校職員に監査を実施させようとするときは、総務課所属職員のうちから主任監査員及び監査員（以下「監査員等」という。）を命ずるものとする。

(監査事項)

**第5条** 監査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 会計経理に関する各法令及び国立高等専門学校機構の諸規程の実施状況
- (2) 事業計画、予算の執行及び資金管理の状況
- (3) 収入及び支出の状況
- (4) 物品及び不動産の管理状況
- (5) 決算報告書及び財務諸表の適否
- (6) 帳簿および証拠書類の適否
- (7) 契約に関する事項
- (8) 旅費に関する事項
- (9) 外部資金に関する事項
- (10) その他校長が必要と認める事項

(監査の通知)

**第6条** 事務部長は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ監査の対象者に対し、その期日、監査員等の職氏名その他必要な事項を通知しなければならない。

(監査の実施)

**第7条** 事務部長は、監査実施の都度、実施細目を定め、これにより監査員等に監査を実施させなければならない。

(監査の立会)

**第8条** 第6条により通知を受けた対象者は、帳簿、証拠書類その他必要な書類等を整備し、監査に立ち会わなければならない。

(監査員等の責務)

**第9条** 監査は、厳正に行わなければならない。

2 監査員等は、監査にあたり疑義がある事項については、関係者に説明を求め、かつ調書等

の提出を求めることができる。

- 3 監査員等は、必要があると認めるときは、当該担当者に注意を与えなければならない。ただし、重大な事項に関する場合は、直ちに意見を述べるできない。

(監査の報告)

**第 10 条** 主任監査員は、監査終了後、速やかに別に定める監査報告書をもって、監査の結果を事務部長に報告しなければならない。

- 2 事務部長は、前項の監査報告書を校長に報告しなければならない。

(是正改善の措置)

**第 11 条** 事務部長は、監査の結果、会計経理に関し是正改善の措置をとる必要があると認めるときは、校長に具申し、その指示により直ちに所要の措置をとるものとする。

**附 則**

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。